

# 第4回部会における委員の依頼資料

厚生労働省社会・援護局保護課

- 世帯類型別、精神疾患の有無別自殺者数 ..... 2p
- 被保護世帯における就労収入別にみた可処分所得額のイメージ ..... 3p
- 要否判定における基礎控除の取扱 ..... 4p
- 就労収入のある被保護世帯の就労収入(平成21年6月) ..... 5p

## 世帯類型別、精神疾患の有無別被保護者自殺者数

高齢者世帯員については精神疾患のない者の方が多い傾向があるが、高齢者世帯員以外については精神疾患のある者の方が多い傾向がある。

### <平成20年>

	精神疾患 有	精神疾患 無	不明	計
高齢者世帯	62	89	0	151
母子世帯	32	10	0	42
傷病・障害者世帯	428	120	2	550
その他の世帯	59	41	0	100
計	581	260	2	843

### <平成21年>

	精神疾患 有	精神疾患 無	不明	計
高齢者世帯	67	154	2	223
母子世帯	49	3	0	52
傷病・障害者世帯	481	136	3	620
その他の世帯	74	76	0	150
計	671	369	5	1,045

### <平成22年>

	精神疾患 有	精神疾患 無	不明	計
高齢者世帯	76	138	1	215
母子世帯	43	8	0	51
傷病・障害者世帯	474	120	0	594
その他の世帯	91	95	1	187
計	684	361	2	1,047

### <参考> 精神疾患の有無別一般自殺者数

	精神疾患 有	精神疾患 無	計
平成20年	9,357	22,564	31,921
平成21年	9,959	24,028	33,987
平成22年	9,984	23,350	33,334

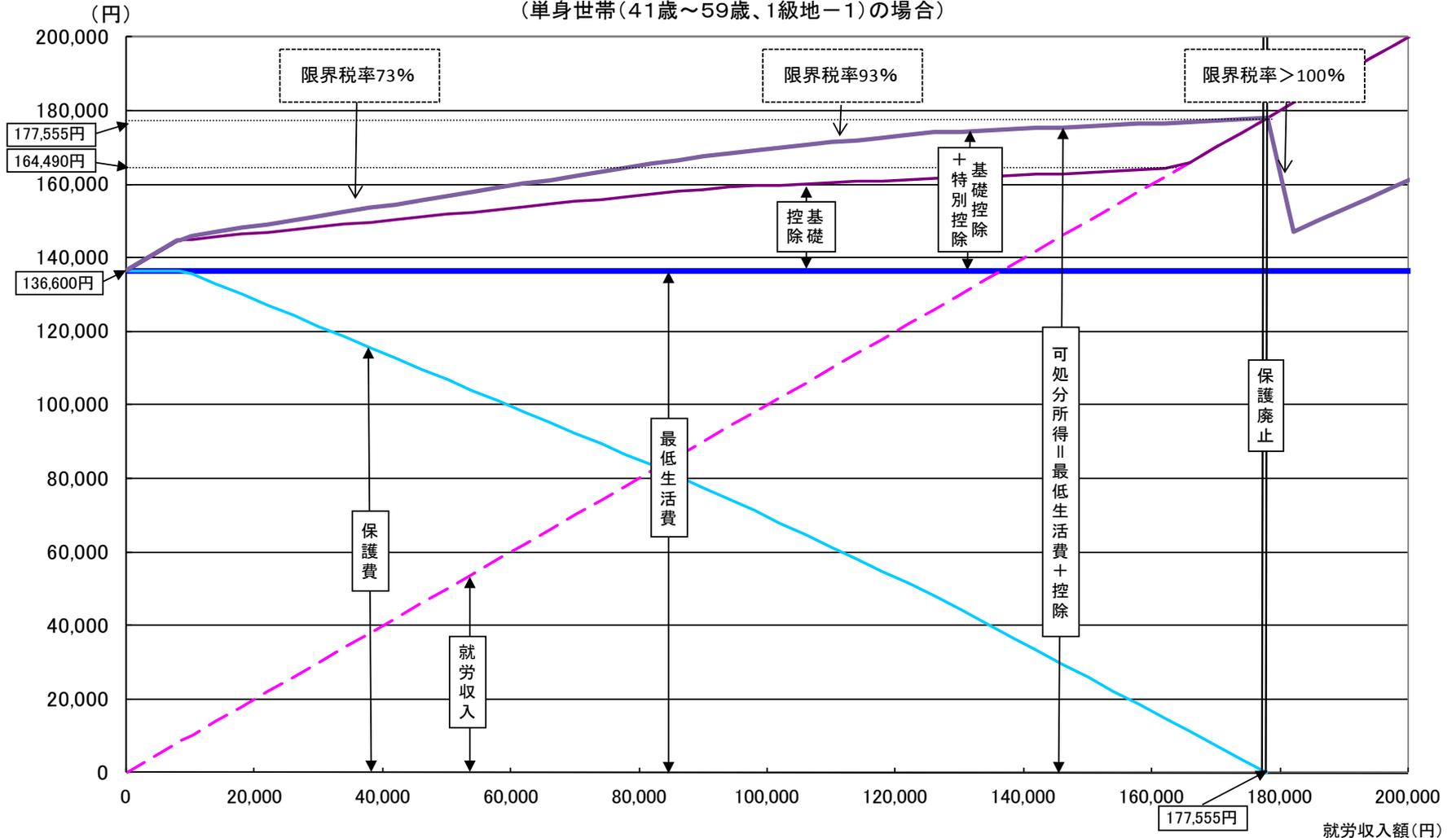
資料：生活保護受給者の自殺者調べ(保護課)

資料：自殺の概要資料(警視庁)

# 被保護世帯における就労収入別にみた可処分所得額のイメージ

- 保護受給中の可処分所得は、最低生活費に基礎控除及び特別控除を加えたもの(特別控除は計算の便宜上年額を月割し算出)。
- 保護廃止後の可処分所得は、税及び社会保険料を推計し、就労収入から控除して算出。

被保護世帯における就労収入別にみた可処分所得額  
(単身世帯(41歳~59歳、1級地-1)の場合)



(注1) 特別控除は、作業衣等の被服や雨具のように毎月が必要としないが年に数回必要とするような臨時的需要に対応するものであり、一律に毎月控除することは必ずしも本来の趣旨に合致するものではない。

(注2) 保護廃止後の可処分所得は、税及び社会保険料のほかに、医療費負担等により影響を受ける。

(注3) 定期収入の恒久的な増加により保護を再開する必要がないと認められるときに廃止されるものであって、機械的に廃止されるものではない。

## 要否判定における基礎控除の取扱

保護の要否の判定は、当該世帯につき認定した「最低生活費」と「収入充当額」との対比によって決定される。

### ○保護開始時の要否判定(原則)

最低生活費	
生活扶助	住宅扶助
	教育扶助
	介護扶助
	医療扶助
総収入	
収入充当額	控除額
判定を行う日の属する日までの 3カ月間の平均	<b>基礎控除の70%、 出稼ぎ等の実費、 託児費、公租公課</b>
<b>最低生活費 - 収入充当額 = 要保護</b>	
保護必要	

※ なお、保護の脱却時においては、控除額が多いほど可処分所得は増えることとなり、被保護世帯が脱却後に安定的に自立した社会生活を送れるよう保障する必要があるため、控除額全体を判断に用いている。

### (参考)保護の廃止

- ・ 定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、**以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がない**と認められるとき。
- ・ 収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、**以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続**すると認められるとき。

## 就労収入のある被保護世帯の就労収入(平成21年度)

	総額(億円)	1世帯あたり月額(円)
高齢者世帯	75	37,400
母子世帯	391	78,900
傷病・障害者世帯	247	51,000
その他世帯	424	73,300
合計	1,136	64,600

(資料：被保護者全国一斉調査(個別調査))